

模倣品の個人輸入及びインターネット取引 に関する事例集

平成17年2月

特 許 庁

はじめに

模倣品問題は、権利者が本来得るべき利益を奪い、新たな知的財産の創造意欲を減退させるだけでなく、消費者のブランドへの信頼を低下させ、消費者自身の利益を阻害するものです。国際的にも、模倣品と犯罪組織等との繋がりが指摘されるなどその問題は深刻化しています。また、世界の模倣品取引は年間約65兆円にのぼると推定されているなど、まさに模倣品問題は国内外における社会悪であり、解決すべき喫緊の課題といえます。

模倣品問題については、我が国においても、知的財産戦略本部で2004年5月に決定した「知的財産推進計画2004」を踏まえ、政府を挙げて重点的に対策を講じています。更に、2004年12月には、海外における対策を中心に加速化を図るため、「模倣品・海賊版対策加速化パッケージ」として、政府の行動計画を策定し、実行に移しています。

こうした中、我が国国内への流入を防ぐための水際における模倣品対策についても、輸入差止制度の拡充、取締体制の強化、国民の意識啓発等政府を挙げて積極的に取り組んでいます。

近時、国内及び輸入段階における模倣品問題として、特に、個人輸入やインターネット取引といった国民にとって身近な態様での模倣品の輸入や販売等が増えています。本事例集は、特許庁が産業財産権法を所管・運用する立場から、こうした近時の実態に即して権利侵害の可能性があるケースを具体的に示すことにより、関係規制当局における取締り等の実効性の一層の向上と国民や関連事業者による権利侵害の防止を図ることを意図して作成したものです。

本事例集は、策定に当たって、実際に模倣品被害に遭っている事業者、インターネット関連事業者、関係規制当局、法律の専門家等の意見を聴くとともに、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において御審議頂き、特許庁においてとりまとめたものです。

なお、本事例集は、模倣品問題における商標法及び意匠法の適用に関して仮想事例を挙げて特許庁の見解を述べたものであり、関係規制当局及び司法の判断を拘束するものではありません。

－ 目次 －

基礎編.....	4
Ⅰ．商標権侵害についての基礎知識	4
Ⅱ．意匠権侵害についての基礎知識	6
事例編.....	7
Ⅰ．個人輸入に関する事例	7
1．個人輸入を偽装した輸入（事例1～2）	7
2．個人輸入手続代行を偽装した輸入（事例3）	10
3．手荷物・携行品としての国内持込みによる個人輸入（事例4～5）	11
4．インターネット等を利用した個人輸入（事例6）	13
5．意匠権侵害の個人輸入（事例7）	14
＜参考＞ 並行輸入について	15
Ⅱ．インターネットによる模倣品の販売等の事例	16
1．インターネットを利用した販売（事例8）	16
2．インターネットオークションへの出品・販売（事例9～13）	17
3．インターネット上の広告（事例14）	23
4．外国のサーバーを利用した広告（事例15）	24
5．インターネットオークションにおける意匠権侵害（事例16）	26
関連条文.....	27

基礎編

模倣品とは、一般に、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産侵害品をいいます。本事例集では、実際に模倣被害の件数が多い商標権及び意匠権侵害の問題を中心として、個人輸入等の形態による模倣品の輸入行為やインターネット取引を利用した権利侵害行為に関する事例についての法律の適用について記載しています。

なお、商標権や意匠権を侵害する場合に同時に特許権、実用新案権、著作権等の他の知的財産権も侵害することがあり、また、商標権や意匠権の侵害とならない場合でも他の知的財産権を侵害することがあります。

Ⅰ．商標権侵害についての基礎知識

国内外の多くの企業は、自社の商品のブランドの保護を図るために、その商品に付されるブランドのマークやロゴ等について商標登録を受けています。商標登録出願に当たっては、商標の使用をする商品又は役務を指定しなければならないとされており（商標法第6条第1項）、企業においては、自社が製造、販売する商品やそれに類似する商品を指定商品として商標登録出願を行っています。一般に、「偽ブランド品」と呼ばれる商品の多くは、指定商品と同一又は類似の商品について、有名なブランドの登録商標と全く同じか、それを少し改変したマークやロゴを付して販売されています。

本事例集においては、便宜上、商標権者の登録商標に係る指定商品と同一又は類似の商品であって、商標権者の許可なく当該登録商標と同一又は類似の商標を付したものを「偽ブランド品」といい、商標権者又は商標権者から使用許諾を受けた者が登録商標を付した商品を「真正品」といいます。

商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有しているため（商標法第25条）、商標権者から許諾を受けずに指定商品又は指定役務について登録商標を使用することは、商標権侵害となります。また、指定商品又は指定役務について登録商標に類似する商標を使用する行為や指定商品又は指定役務に類似する商品・役務について登録商標又はこれに類似する商標を使用する行為は、商標権を侵害するものとみなされます（商標法第37条第1号）。

商標法上、商標とは、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者又は業として役務を提供し、若しくは証明する者によって使用される標章（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合）をいいます（商標法第2条第1項）。ここで、「業として」とは、一般に「反復継続的意思をもってする経済行為として」といった意味に解されてい

ます。また、商標の使用とは、商標法第2条第3項に列挙されている商品又は商品の包装に商標を付する行為、商品又は商品の包装に商標を付したものを譲渡、輸入等する行為等をいいます。したがって、商標権者の許諾なく、このような「商標」を「使用」した場合には商標権侵害となります。

商標権を侵害した場合には、故意又は過失の有無を問わず、商標権者等から侵害行為の差止請求（商標法第36条）を受けることがあります。故意又は過失がある場合には、侵害により商標権者等が受けた損害について不法行為に基づく損害賠償を請求されることがあります（民法第709条）。また、法律上過失が推定されるため（商標法第39条で準用する特許法第103条）、侵害を問われた者は、過失がないことを立証しない限り、商標権侵害により生じた損害の賠償責任を負うことになります。

故意に商標権を侵害した場合には、刑事責任として、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処せられます（商標法第78条）。法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が法人の業務に関し商標権を侵害したときは、代表者等の行為者が罰せられるほかに、法人にも1億5000万円以下の罰金刑が科せられます（商標法第82条第1項第1号）。

Ⅱ．意匠権侵害についての基礎知識

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有しており（意匠法第23条）、意匠権者の許諾なく業として登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をすることは、意匠権侵害となります。なお、意匠とは、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいい（意匠法第2条第1項）、意匠の実施とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする行為をいいます（同条第3項）。したがって、意匠権者の許諾なく、業としてこのような「意匠」を「実施」した場合には意匠権侵害となります。

意匠権を侵害した場合には、故意又は過失の有無を問わず、意匠権者等から侵害行為の差止請求（意匠法第37条）を受けることがあり、また、故意又は過失がある場合には、意匠権者等から不法行為に基づく損害賠償請求を受けることがあります（民法第709条）。また、法律上過失が推定されるため（意匠法第40条本文）、侵害を問われた者は過失がないことを立証しない限り、意匠権侵害により生じた損害について賠償責任を負うことになります。

故意に意匠権を侵害した場合には、刑事責任として、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処せられます（意匠法第69条）。法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が法人の業務に関し意匠権を侵害したときは、行為者が罰せられるほかに、法人にも1億円以下の罰金刑が科せられます（意匠法第74条第1項第1号）。

なお、商標及び意匠の登録の有無については、独立行政法人工業所有権情報・研修館特許電子図書館（IPDL）（<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>）において確認することができます。

事例編

Ⅰ．個人輸入に関する事例

1. 個人輸入を偽装した輸入

事例1 バッグ、小物、洋服等を輸入・販売する会社Aが購入費用を負担するとの条件で、従業員を動員して、海外で個人的に偽ブランド品の買い付けを行わせ、日本国内に輸入させる。従業員は、輸入した偽ブランド品を会社に引き渡し、会社から代金の支払いを受ける。

<要旨>

本事例のように会社Aが従業員に個人的に偽ブランド品を輸入させている場合であっても、会社Aが業として販売する商品を会社の指示で輸入させているため、会社Aによる輸入として、商標権侵害となると考えられます。

<解説>

商品又は商品の包装に商標が付されたものを輸入する行為は商標の使用（商標法第2条第3項第2号）に該当します。商標とは、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者等によって使用される標章をいい、「業として」とは一般に「反復継続的意思をもってする経済行為として」といった意味と解されているため、反復継続的意思をもってする経済行為として商品の譲渡等を行う者が偽ブランド品を輸入して商標を使用する行為は、商標権侵害となります。

本事例において、会社Aはバッグ、小物、洋服等の輸入・販売を行っており、業として、すなわち、反復継続的意思をもってする経済行為として商品の譲渡を行う者に該当すると考えられます。また、会社Aは自社において偽ブランド品を販売するために、購入費用を負担するとの条件で、従業員に指示して海外で個人的に偽ブランド品の買い付けを行わせ日本国内に輸入させていますが、このような場合には、従業員を使って会社Aが偽ブランド品を輸入していると考えられます。このような会社Aによる偽ブランド品の輸入は、商標法第2条第3項第2号に規定する商標の使用として商標権侵害となると考えられます。

会社Aによる輸入が商標権侵害となる場合には、商標権者等から商標権侵害に基づく差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。また、侵害行為について意思決定をし、中心的な役割を担った代表者や従業員等についても、

共同不法行為（民法第719条）による損害賠償責任を負う可能性があります（ELLE事件参照）。

また、会社Aによる輸入について、その代表者又は従業者が商標法第78条により刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる場合には、両罰規定（商標法第82条第1項第1号）により会社Aに1億5000万円以下の罰金刑が科される可能性があります。

なお、関税定率法第21条第1項第5号により、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を侵害する物品は輸入禁制品とされており、これに違反して輸入した場合又は輸入しようとした場合には、関税法第109条第2項又は第3項に基づく罰則（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）が適用されることがあります。

***ELLE事件（東京地裁平成11年3月29日判決 判例集未掲載）**

ELLE商標を付したポロシャツ等の販売による商標権侵害について、被告となった会社二社の責任を認めるとともに、被告会社の代表者及び別の被告会社の実質的な経営者として侵害行為に積極的かつ中心的に活動した従業員について、共同不法行為による損害賠償責任を認めています。

事例 2 個人Aが偽ブランド品の腕時計を国内で販売するため、自己の名義の他にも友人・知人の名義及び住所を使ってインターネットオークションサイトを通じて海外から偽ブランド品の腕時計を購入し、国際小口貨物郵便を利用して1個又は数個単位で輸入する。友人・知人宅に届けられた腕時計は、個人Aが引き取り、販売する。

＜要旨＞

本事例のように、偽ブランド品を国内で販売するために他人の名義まで用いて偽ブランド品を輸入している場合には、業として商品の譲渡を行う者が商標を使用しているとして、商標権侵害となる可能性が高いと考えられます。また、友人・知人が個人Aに名義を貸して商品の送付先となり、商品を保管したうえで個人Aに引き渡すなどした行為には、商標権侵害となる可能性があります。

＜解説＞

商標法第2条第3項第2号に規定する商標の使用に該当する「輸入」には、海外から携行手荷物等として日本国内に持ち込む場合だけでなく、インターネット上の店舗、インターネットオークション、通信販売等を通じて海外から購入し、発送を受ける場合も含まれます。

本事例のケースでは、個人Aは、偽ブランド品の腕時計を国内で販売するために輸入していますが、個人Aが反復継続的に第三者に販売するために腕時計を輸入している場合には、個人Aは業として商品の譲渡を行う者に該当し、個人Aが偽ブランド品を輸入する行為は商標権侵害となると考えられます。

また、個人Aによる偽ブランド品の輸入が商標権を侵害する場合、友人・知人が自宅に届いた腕時計を個人Aに引き渡すために保管する行為（商標法第37条第2号）及びこれを個人Aに引き渡す行為（商標法第2条第3項第2号及び第37条第1号）は、友人・知人自身には第三者に販売する目的がなくても、商標権侵害となる可能性があります。

この場合、個人Aが商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、個人Aに名義を貸した友人・知人も差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。また、個人Aが商標権侵害による刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があるほか、名義を貸した友人・知人も刑事罰に処せられる可能性があります。

なお、個人Aが友人・知人から引渡しを受けた偽ブランド品の腕時計を業として販売する目的で保管する行為及び販売する行為は、譲渡・引渡し目的所持（商標法第37条第2号）及び譲渡（商標法第2条第3項第2号）として、商標権侵害となるものと考えられます。

2. 個人輸入手続代行を偽装した輸入

事例3 雑貨の輸入販売業を営む会社Aが個人輸入手続を代行するとして、複数の個人の依頼を受けて、偽ブランド品を海外から輸入する。

<要旨>

個人輸入手続代行と称している場合であっても、業者自身が偽ブランド品を輸入して顧客に販売しているとして、業者の行為が商標権侵害となることがあります。

<解説>

本事例のように業者が偽ブランド品の個人輸入手続を代行すると称している場合であっても、行為の実態から、個々の顧客が偽ブランド品を輸入して、その手続のみを業者が代行しているのではなく、業者自身が偽ブランド品を輸入して、これを顧客に対して販売していると判断されることがあります。このような場合には、業者が偽ブランド品の「輸入」（商標法第2条第3項第2号）及び「譲渡」（同号）をし、商標を使用していると考えられます。

本事例において、会社Aは個人輸入手続代行と称していますが、実際には会社A自身が輸入した商品を顧客に販売している場合には、会社Aは業として商品を譲渡する者であると考えられることから、会社Aによる偽ブランド品の輸入及び顧客への販売は商標の使用に該当し、商標権侵害となると考えられます。

本事例において会社Aによる輸入及び販売が商標権侵害となる場合には、会社Aは商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。また、会社Aによる輸入及び販売について、その代表者又は従業者が商標法第78条により刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる場合には、両罰規定（商標法第82条第1項第1号）により会社Aに1億5000万円以下の罰金刑が科される可能性があります。

***バイアグラ錠事件（東京地裁平成14年3月26日判決 判例時報1805号140頁）**

個人輸入手続代行の形式をとったバイアグラ錠の偽物の輸入について、輸入の実態からみて、個々の顧客が輸入しているのではなく、業者が輸入し個々の顧客に販売しているとして、業者の行為は輸入手続代行ではなく、輸入と販売であり、商標権を侵害すると判示しています。

3. 手荷物・携行品としての国内持込みによる個人輸入

事例 4 個人Aが海外へ旅行して偽ブランド品のバッグを1個又は複数個購入し、手荷物や携行品として日本国内に輸入する。

<要旨>

海外へ旅行して偽ブランド品を手荷物や携行品として輸入する行為は、商標権侵害となる可能性があります。

<解説>

個人が海外へ旅行し、偽ブランド品を手荷物や携行品として国内に持ち込み、輸入する行為であっても、反復継続的意思で商品を販売している場合等、業として商品の譲渡等を行う者により商標が使用されていると判断される場合には、商標権侵害となります。したがって、偽ブランド品を1個輸入する行為や1回だけ偽ブランド品を輸入する行為であっても、輸入した商品を継続的に販売している者等、反復継続的意思に基づく経済活動として（業として）商品の譲渡等を行う者により商標が使用されるのであれば、商標権侵害となります。

本事例において、個人Aが業として商品の譲渡等を行う者に該当するかについては、輸入の目的、輸入する偽ブランド品の個数、過去にも偽ブランド品の輸入を行っているか等の諸事情を考慮して個別的に判断されるものと考えられます。なお、輸入する偽ブランド品の個数が1個であるか複数個であるかは商標権侵害の成否を直ちに決定するものではありませんが、個数が多い場合や少なくとも繰り返し輸入している場合には、反復継続的に商品を販売する意思があると認められる可能性が高くなると考えられることから、商標権侵害が認められる可能性がより高まるものと考えられます。

輸入が商標権侵害となる場合には、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

なお、個人Aが輸入後に偽ブランド品を業として販売する目的で保管する行為及び販売する行為は、譲渡・引渡し目的所持（商標法第37条第2号）及び譲渡（商標法第2条第3項第2号）として、商標権侵害となるものと考えられます。

事例5 事例4で、個人Aが輸入したバッグは真正品であると信じており、偽ブランド品であることを知らなかった場合

<要旨>

輸入した商品が偽ブランド品であることを知らなかった（故意がなかった）場合でも商標権侵害となり、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。

<解説>

輸入者が自己が輸入する商品が偽ブランド品であることを知らず、輸入行為が第三者の商標権を侵害することとなるとは認識していなかったとしても、現に偽ブランド品の輸入により商標権を侵害している限りは、故意・過失の有無を問わず、商標権者等から侵害行為の差止請求を受ける可能性があります。また、商標権侵害について故意がない場合であっても、過失があれば、商標権者等から不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性があります。

また、他人の商標権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったものと推定されるため（商標法第39条で準用する特許法第103条）、侵害を問われた者は過失がないことを自ら立証しない限り、商標権侵害により生じた損害の賠償責任を負うこととなります。露店や模倣品が多く取り扱われている市場の店舗などで購入した商品を輸入した場合、購入価格が正規価格に比べて著しく低い場合等には、過失がないことの立証は極めて困難であると考えられます。

4. インターネット等を利用した個人輸入

事例6 個人Aがインターネットのサイトを通じて偽ブランド品のデジタルカメラ用バッテリーパックを注文・購入し、海外から国際小口貨物郵便により日本国内への発送を受ける。

<要旨>

インターネット等を利用して海外から偽ブランド品を輸入する行為は、商標権侵害となる可能性があります。

<解説>

事例2において述べたように、インターネット上の店舗、インターネットオークション、通信販売等を通じて、偽ブランド品を注文・購入し、海外から日本国内への送付を受ける場合も「輸入」に該当します。

個人が偽ブランド品を輸入する行為であっても、また、それが偽ブランド品を1個輸入する行為や1回だけ偽ブランド品を輸入する行為であっても、反復継続的意思で商品を販売している場合等、業として商品の譲渡等を行う者により商標が使用される場合には、商標権侵害となります。本事例で個人Aが業として商品の譲渡等を行う者に該当するかについては、輸入の目的、輸入する商品の個数、過去にも輸入を行っているか等の諸事情を考慮して個別的に判断されることとなりますが、一度に多数輸入している場合や繰り返し輸入している場合には、通常一個人が同時に多数のデジタルカメラ用バッテリーパックを自分で使用することはあまりないと考えられることから、個人Aは、反復継続的意思で第三者に販売するために輸入しているとして、業として商品の譲渡等を行う者に該当する可能性が高いと考えられます。したがって、このような場合には、個人Aがバッテリーパックを輸入する行為は、商標権侵害となる可能性が高いと考えられます。

また、個人Aが輸入後にデジタルカメラ用バッテリーパックを業として販売する目的で保管する行為及び販売する行為は、譲渡・引渡し目的所持（商標法第37条第2号）及び譲渡（商標法第2条第3項第2号）として、商標権侵害となるものと考えられます。

本事例において個人Aの輸入行為が商標権侵害となる場合には、個人Aは商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

5. 意匠権侵害の個人輸入

事例 7 個人Aが海外のスポーツショップで、日本において意匠登録がされている国内の有名メーカーのゴルフクラブと同じ意匠（デザイン）のゴルフクラブ（メーカーの商標は付されていないもの）を購入し、転売目的で日本国内に輸入する。

<要旨>

意匠権者の許諾なく、業として登録意匠と同一又は類似の意匠の物品を輸入することは、意匠権の侵害となります。

<解説>

意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有していることから（意匠法第23条）、意匠権者の許諾なく業として登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品を輸入して意匠を実施（意匠法第2条第3項）することは、意匠権の侵害となります。輸入態様としては、手荷物・携行品として国内へ持ち込む場合のほか、インターネット販売や通信販売等により海外から送付を受ける場合も含まれます。

国内で意匠登録がなされている国内メーカーのゴルフクラブと同じ意匠のゴルフクラブを国内に輸入することは、意匠に係る物品の輸入として意匠の実施行為に該当し、本事例のような転売目的がある場合、同じ商品を複数個輸入する場合、繰り返し輸入する場合等には、業としての実施行為と判断され、意匠権侵害となる可能性が高いと考えられます。

個人Aの輸入行為が意匠権侵害となる場合には、意匠権侵害の故意・過失がない場合であっても、意匠権者等から差止請求を受ける可能性があり、過失があれば損害賠償請求を受ける可能性があります。なお、過失の推定規定（意匠法第40条本文）があるため、個人Aは過失がないことを立証しない限り、意匠権者等が受けた損害を賠償する責任を負う可能性があります。

また、故意がある場合には、個人Aは刑事罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

<参考> 並行輸入について

個人輸入の問題とは関係しませんが、同じく商標権の侵害に関して話題となる並行輸入について、参考として掲載します。

事例 並行輸入品の販売を行う会社Aが海外の卸売業者から有名ブランドのライセンス商品のTシャツを仕入れて、日本国内で販売するために輸入した。輸入した商品を日本国内の店舗で販売したところ、商標権者と称する者から商標権侵害に該当するとの警告を受けた。

<要旨>

並行輸入であっても商標権侵害となる場合があります。

<解説>

いわゆる並行輸入については、フレッドペリー事件最高裁判決（最高裁平成15年2月27日判決・民集57巻2号125頁）により、（1）当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、（2）当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、（3）我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合には、商標権侵害としての実質的違法性を欠くとして、輸入が許されると解されています。

したがって、並行輸入であっても、上記の条件を満たさない場合には商標権侵害となる可能性がありますので、輸入に際しては、外国で商標を付した商品の製造を行った者の当該商品の製造国における権原の有無、日本における商標権者は誰であるか、日本における商標権者と外国における商標権者との関係等について調査しておくことが望ましいと考えられます。

II．インターネットによる模倣品の販売等の事例

1. インターネットを利用した販売

事例8 個人Aがインターネットを利用して偽ブランド品を販売する。

<要旨>

インターネットを利用して偽ブランド品を販売する行為は、商標権侵害となる可能性があります。

<解説>

インターネットを利用して偽ブランド品を販売する行為は、反復継続的意思をもってする経済行為として（業として）商品の譲渡等を行う者により行われている場合には、商標が付された商品を譲渡する行為として商標の使用に該当し（商標法第2条第3項第2号）、商標権侵害となります。1個の販売や1回の販売であっても、業として商品を譲渡等する者により行われれば、商標権侵害となります。本事例において、個人Aが業として商品を譲渡等する者にあたるかについては、過去の販売実績、保管している商品の種類、数量等の諸事情を考慮して個別に判断されるものと考えられます。

個人Aが商標権を侵害した場合には、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。また、個人Aが偽ブランド品であることを知らず、商標権侵害の故意・過失がなかった場合であっても、差止請求を受ける可能性があり、また過失がないことを立証しない限り、損害賠償請求を受ける可能性があります。なお、販売に際し購入者に偽ブランド品であることを知らせておらず、購入者が真正品であると信じて購入した場合には、詐欺罪（刑法第246条）にも該当する可能性があります。

また、個人Aが業として商品を譲渡等する者に該当する場合、個人Aが偽ブランド品を販売のために所持する行為は、譲渡・引渡し目的所持として商標権侵害とみなされます（商標法第37条第2号）。

***プーマバッグ事件（東京地裁平成15年12月18日判決 判例時報1852号140頁）**

プーマの商標を付したボストンバッグ等をインターネット上のサイバーモールや現実の店舗において販売する行為を商標権侵害にあたるとしています。

2. インターネットオークションへの出品・販売

事例9 個人Aがインターネット上のオークションサイトに偽ブランド品を出品する。

<要旨>

インターネットオークションに偽ブランド品を出品する行為は、商標権侵害となる可能性があります。

<解説>

平成14年の商標法改正により、商品・役務に関する広告等を内容とする情報に商標を付して電磁的方法により提供する行為、すなわち、ネットワークを通じた広告等の行為が商標の使用に当たることが明確化されました（商標法第2条第3項第8号）。

インターネットオークションへの出品行為は、インターネットという何人もアクセスしうる広く公衆に開かれた媒体を利用して、商品の情報を説明し、公衆に対して購入を誘引するものであることから、商品の広告行為と考えられます。そのため、インターネットオークションへの出品にあたり、ブランド名を出品タイトルや商品名として記載した場合、ブランドのマークやロゴが付された商品の写真を掲載した場合等、商品の広告等を内容とする情報に商標を付して電磁的方法により提供した場合には、商標法第2条第3項第8号による商標の使用に当たると考えられます。

そして、本事例のようなインターネットオークションへの出品行為は、その性質上第三者に販売する目的があることが明らかであることから、偽ブランド品を1個出品する場合や1回の出品行為であっても、過去の商品の出品・落札履歴、今後の出品・販売計画等から業として商品を譲渡等する者により行われていると判断される場合には、商標法第2条第3項第8号に基づく商標の使用が行われているとして、商標権侵害となると考えられます。

なお、商標法第2条第3項第8号においては、商標が商品の広告を内容とする情報等に付されていることを問題にしており、広告対象となる商品自体に商標が付されていることは要件とされていません。このため、出品された商品自体には何らのロゴやブランド名も付されていない場合や全く別のブランド名が付されている場合であっても、出品した商品の広告等を内容とする情報に商標権者の登録商標と同一又は類似の商標を付した場合には、商標権侵害となると考えられます。また、偽ブランド品を出品するにあたり真正品の写真を掲載した場合であっても、出品した商品の広告等を内容とする情報に登録商標と同一又は類似の商標を付することについて商標権者の承諾を受けていないことから、出品行為は電磁的方法による広告行為（商標法第2条第3項第8号）として、商標権侵害となると考えられます。

また、インターネットオークションに商品の写真を掲載して出品する行為は、現実の店舗において商品を陳列する場合のように実際に商品を展示するものではないものの、インターネットオークションでの商品の取引は、ウェブサイト上に商品の写真等の商品の情報を掲載し、このような商品の情報を見た消費者が購買の申込みをすること等によって行われるものであることから、商標が付された商品の写真を掲載しての出品行為は、商品又は商品の包装に商標を付したものを譲渡のために展示する行為（商標法第2条第3項第2号）にも該当すると考えられます。したがって、この点からもインターネットオークションへの偽ブランド品の出品行為は、同号に基づく商標の使用として商標権侵害となる可能性があります。なお、セコムステッカー事件では、出品行為を販売のための展示にあたと解しているものと考えられます。

出品行為が商標権侵害となる場合には、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

***セコムステッカー事件（東京地裁平成16年5月24日判決 最高裁HP）**

オークションサイトにセコムの商標が表示されたステッカーの模倣品を出品し、販売する行為が販売のための展示及び販売にあたとして、商標権侵害が認められています。

**事例１０ 事例９で、出品者である個人Ａは偽ブランド品であることを知らず、
真正品であると信じていた場合**

<要旨>

出品した商品が偽ブランド品であることを知らなかった（故意がなかった）場合でも商標権侵害となり、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があります。

<解説>

事例９で述べたように、インターネットオークションへの偽ブランド品の出品行為は、業として商品を譲渡等する者により行われる場合には、商品・役務に関する広告等を内容とする情報に商標を付して電磁的方法により提供する行為（商標法第２条第３項第８号）又は商品若しくは商品の包装に商標を付したものを譲渡のために展示する行為（同項第２号）として、商標権侵害となると考えられます。

そして、出品にあたり、出品者が出品に係る商品が偽ブランド品であることを知らなかったとしても、現に出品行為により商標権を侵害する限りは、故意・過失の有無を問わず、商標権者等から侵害行為の差止請求を受ける可能性があります。また、商標権侵害について故意がない場合であっても、過失がある場合には、商標権者等から不法行為に基づく損害賠償請求を受ける可能性があります。

また、他人の商標権を侵害した者は、その侵害行為について過失があったと推定されるため（商標法第３９条で準用する特許法第１０３条）、侵害を問われた者は過失がないことを自ら立証しない限り、商標権侵害により生じた損害の賠償責任を負うこととなります。

例えば、出品に係る商品が友人・知人等から海外土産やプレゼントとしてもらったものであったり、パチンコ店等の景品として受け取ったものであったりしても、そのような事実のみによって無過失を立証することは困難であると考えられます。もっとも、一般に、無過失を立証するために真正品であるか否かを直接ブランドメーカーにその都度問い合わせをして確認することまでは求められないと考えられます。

事例 1 1 個人Aがインターネットオークションに、偽ブランド品であることを明示的（「レプリカ品」、「〇〇（ブランド名）ではありません」等）又は黙示的（「〇〇（ブランド名）タイプ」、「〇〇（ブランド名）風」、「正規店で購入ではありません。」等）に示して出品し、落札者に偽ブランド品を販売する。

<要旨>

出品に際し、インターネットオークションの商品の情報に商品が偽ブランド品であることを表示している場合であっても、業として商品を譲渡等する者により行われる出品行為及び販売行為は商標権侵害となると考えられます。

<解説>

現に登録商標と同一又は類似の商標が付された偽ブランド品を出品し、販売した場合には、第三者において偽ブランド品が商標権者の出所に係る真正品であるとの誤認を生じさせるおそれがあるため、本事例のように出品の際、インターネットオークションの商品の情報に商品が偽ブランド品であることを表示しているか否かにかかわらず、業として商品を譲渡等する者により行われる出品行為は商品・役務に関する広告等を内容とする情報に商標を付して電磁的方法により提供する行為（商標法第2条第3項第8号）又は譲渡のための展示（同項第2号）として、販売行為は譲渡（同項第2号）として、商標の使用に該当し、商標権侵害となると考えられます。

個人Aの出品行為及び販売行為が商標権侵害となる場合には、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

事例１２ 個人Aがインターネットオークションに偽ブランド品を出品して販売するが、出品に際して偽ブランド品であることを示さず、落札後に落札者に対して偽ブランド品であることを伝えていた場合。

<要旨>

落札者に対して偽ブランド品であることを伝えていたか否かにかかわらず、業として商品を譲渡等する者が偽ブランド品を販売する行為は、商標権侵害となります。

<解説>

事例９で述べたように、業として商品を譲渡等する者により行われるインターネットオークションへの偽ブランド品の出品行為は、商品・役務に関する広告等を内容とする情報に商標を付して電磁的方法により提供する行為（商標法第２条第３項第８号）又は商品若しくは商品の包装に商標を付したものを譲渡のために展示する行為（同項第２号）として、商標権侵害となると考えられます。また、販売にあたり落札者に対して偽ブランド品であることを伝えていたか否かにかかわらず、業として商品を譲渡等する者が偽ブランド品を販売する行為（同号）は、商標権侵害となると考えられます。

個人Aの出品行為及び販売行為が商標権侵害となる場合には、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

事例 13 インターネットのオークションサイトを利用して偽ブランド品の販売を行う業者からIDの取得とID名義の貸与を要請された個人Aがこれに応じてIDを取得し、自らのIDを利用して業者が偽ブランド品の出品を行うことを許諾する。実際の出品及び販売は、業者が行う。

<要旨>

他人にID名義を貸与することにより、侵害行為に関与した者についても、商標権侵害について、損害賠償請求を受ける可能性や刑事罰に処せられる可能性があります。

<解説>

本事例における業者の出品行為及び販売行為は商標権侵害となる可能性が高いと考えられますが、業者の依頼によりID名義を取得し、これを貸与することにより、侵害行為に関与した個人Aについても、認識の程度、関与の程度・方法等によっては、商標権侵害について商標権者等から共同不法行為（民法第719条）による損害賠償請求を受ける可能性や、刑事罰に処せられる可能性があります。

3. インターネット上の広告

事例14 サイドビジネスとして偽ブランド品の販売を行っている個人Aがインターネット上のサイト（オークションサイト以外）において、ブランドの名称・ロゴや商品の写真を示して偽ブランド品の広告を行う。

<要旨>

インターネットのサイトで偽ブランド品の広告を行う行為は、商標権侵害となる可能性が極めて高いと考えられます。

<解説>

インターネットオークションに偽ブランド品を出品する場合と同様に、業として商品を譲渡等する者がインターネット上のショッピングモールに出店するなどオークション以外のサイトで偽ブランド品の広告を行う場合には、商品に関する広告を内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為（商標法第2条第3項第8号）又は商品若しくは商品の包装に商標を付したものを譲渡のために展示する行為（同項第2号）に該当し、商標権侵害となると考えられます。また、偽ブランド品等の販売を目的として開設されたインターネットのサイト上で偽ブランド品の広告を行う場合には、反復継続的意思をもってする経済行為として（業として）商品を譲渡する目的があることが明らかであることから、商標権侵害となる可能性が極めて高いと考えられます。

個人Aによるインターネットのサイト上での偽ブランド品の広告が商標権侵害となる場合には、商標権者等から差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があるほか、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

4. 外国のサーバーを利用した広告

事例 1 5 個人Aが日本の消費者に対して偽ブランド品を販売するために、日本語で表示されるインターネットサイトを外国のサーバーを利用して立ち上げ、同サイトにおいて偽ブランド品の広告を行う。

<要旨>

外国のサーバーを利用してインターネット上で偽ブランド品の広告を行う場合であっても、少なくとも、個人Aが日本において偽ブランド品の広告に関する情報を外国のサーバーに送信した場合には、日本の商標法が適用されて、商標権者等による商標権侵害に基づく差止請求や損害賠償請求が認められる可能性があります。

<解説>

事例 1 4 で示したとおり、インターネットのサイトで偽ブランド品の広告を行う行為は、商品に関する広告を内容とする情報に商標を付して電磁的方法により提供する行為（商標法第 2 条第 3 項第 8 号）又は商品若しくは商品の包装に商標を付したものを譲渡のために展示する行為（同項第 2 号）として、商標権侵害となる可能性があります。しかし、本事例においては、個人Aはインターネットによる偽ブランド品の広告を外国のサーバーを利用して行っており、他の事例と異なり事案に国際的（渉外的）な要素が含まれているため、そもそも、当該外国の法律と日本の法律のどちらが適用されるのか、すなわち、日本の商標法が適用されるのかが問題になります。

このような国際的（渉外的）な要素を含む事例について、外国の法律と日本の法律のどちらが適用されるかは、法例（明治 3 1 年法律第 1 0 号）等の準拠法を決定する法律によって決まると考えられていますが、国際的（渉外的）な要素を含む知的財産権侵害の事例における準拠法の決定に関しては様々な考え方があり¹、必ずしも明らかではありません。しかし、少なくとも、個人Aが日

¹ なお、国際的な特許権侵害に係る事件についての判例である最高裁平成 1 4 年 9 月 2 6 日判決（民集 5 6 卷 7 号 1 5 5 1 頁・カードリーダー事件）においては、特許権侵害を理由とする差止請求については、特許権の効力に関する問題であることに基づき、特許権の登録国法である米国法を適用しています。また、特許権侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求については、法例第 1 1 条第 1 項を適用し、不法行為の原因事実の発生地は、米国特許権の侵害行為が行われ、権利侵害という結果が生じた米国であるとし、米国法が適用されるとしています。ただし、「米国特許権に基づき我が国における行為の差止め等を認めることは、本件米国特許権の効力をその領域外である我が国に及ぼすのと実質的に同一の結果を生ずることになって、我が国の採る属地主義の原則に反するものであり、また、我が国とアメリカ合衆国との間で互いに相手国の特許権の効力を自国においても認めるべき旨を定めた条約も存しないから」（前掲・1 5 5 8 頁）、米国法に基づき差止め等を命ずることは法例第 3 3 条にいう我が国の公の秩序に反するため、差止請求につき、米国法の適用を排除しています。また、損害賠償請求についても、「米国特許権侵害という事実は、

本において偽ブランド品の広告に関する情報を外国のサーバーに送信した場合には、事案の国際的要素は外国のサーバーを利用しているという点のみとなりますので、日本の法律が適用される可能性は高いと考えられます。

日本の法律が適用されることを前提とすると、本事例において、インターネット上の偽ブランド品の広告が日本語で記載されている、価格が日本円で示されている、日本のインターネット利用者によるアクセスが容易であるといった諸般の事情から、日本の消費者に向けて広告されており、広告の商業的な効果が日本において生じていると考えられる場合には、サーバー設置国の如何にかかわらず、日本において商標の使用がされ、商標権者の商標権が侵害されると判断され、商標権者等による差止請求や損害賠償請求が認容される可能性があると考えられます²。

個人Aの行為が日本の商標法上商標権侵害となる場合には、日本においてインターネットサイトの開設や代金振込口座の開設に協力した者など侵害行為に関与した者についても、共同不法行為（民法第719条）による損害賠償責任を負う可能性があります。

また、インターネット上の広告行為について、外国にあるサーバーを利用している場合であっても、少なくとも個人Aが日本から外国のサーバーに広告に関するデータを送信した場合には、犯罪の構成要件をなす商標権侵害行為が日本国内で行われているとして、刑事罰（5年以下の懲役又は500万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。また、日本において個人Aによる侵害行為に協力した者も刑事責任を負う可能性があります。

なお、個人Aが日本において業として偽ブランド品を販売した場合には、商品又は商品の包装に商標を付したものを譲渡する行為（商標法第2条第3項第2号）として、商標権侵害となります。

法例11条2項にいう『外国ニ於テ発生シタル事実カ日本ノ法律ニ依レハ不法ナラサルトキ』に当たるから…米国特許法の上記各規定を適用することはできない。（前掲・1560頁）としています。

² 工業所有権保護のためのパリ同盟総会及び世界知的所有権機関（WIPO）一般総会（2001年9月24日～10月3日）において採択された「インターネット上の商標及びその他の標識に係る工業所有権の保護に関する共同勧告」

（<http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/1401-037.htm>）参照。この共同勧告では、インターネット上における標識の使用を特定国における使用と認めるか否かについては、「商業的効果」の有無によって決するとしており、商業的効果を決定するための各種の要因を列挙しています。なお、この共同勧告は、条約のような強制力をもたないものの、各国がガイドラインとして考慮することができるとしています。

5. インターネットオークションにおける意匠権侵害

事例16 個人Aがインターネットオークションに日本において意匠登録がされている有名なブランドのバッグと意匠（デザイン）が類似したショルダーバッグ（商標は付されていないもの）を出品し、落札者に販売する。

<要旨>

意匠権者の許諾なく、業としてインターネットオークションに登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品を出品・販売することは、意匠権侵害となります。

<解説>

インターネットオークションへの出品により登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品の広告・販売を行うことは、物品の譲渡の申出及び譲渡として意匠の実施（意匠法第2条第3項）に該当し、一度に多数出品する場合、過去にも繰り返し出品している場合等には、業として意匠が実施されているとして、意匠権侵害となる可能性が高いと考えられます。また、物品の販売のために開設されたインターネットのサイトで物品の広告を行う場合にも、物品の譲渡の申出として意匠の実施（意匠法第2条第3項）に該当し、業として意匠が実施されているとして、意匠権侵害となる可能性が高いと考えられます。

また、インターネットオークションへの出品やインターネット上の広告に際してブランドの真正品ではないことを表示し、または販売に際してブランドの真正品ではないことを伝えていた場合であっても、現に登録意匠と同一又は類似の意匠に係る物品を出品し、販売しているのであれば、意匠権侵害となります。

個人Aの出品・販売行為が意匠権侵害となる場合には、意匠権侵害の故意・過失がない場合であっても、意匠権者等から差止請求を受ける可能性があり、また過失があれば損害賠償請求を受ける可能性があります。なお、過失の推定規定（意匠法第40条本文）があるため、個人Aは過失がないことを立証しない限り、意匠権者等が受けた損害を賠償する責任を負う可能性があります。

また、故意がある場合には、個人Aは刑事罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）に処せられる可能性があります。

なお、意匠登録がない場合であっても、最初に販売された日から3年を経過していない他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為は、不正競争防止法第2条第1項第3号の形態模倣行為として不正競争となり、これにより営業上の利益を侵害された者から、差止請求（不正競争防止法第3条）や損害賠償請求（不正競争防止法第4条）を受ける可能性があります。

関連条文

商標法（昭和三十四年四月十三日法律第百二十七号）

（定義等）

第二条 この法律で「商標」とは、文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合（以下「標章」という。）であつて、次に掲げるものをいう。

- 一 業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用をするもの
- 二 業として役務を提供し、又は証明する者がその役務について使用をするもの（前号に掲げるものを除く。）

2 この法律で「登録商標」とは、商標登録を受けている商標をいう。

3 この法律で標章について「使用」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 商品又は商品の包装に標章を付する行為
- 二 商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為
- 三 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。以下同じ。）に標章を付する行為
- 四 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものを利用して役務を提供する行為
- 五 役務の提供の用に供する物（役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物を含む。以下同じ。）に標章を付したものを役務の提供のために展示する行為
- 六 役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務の提供に係る物に標章を付する行為
- 七 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。次号において同じ。）により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為
- 八 商品若しくは役務に関する広告、価格表若しくは取引書類に標章を付して展示し、若しくは頒布し、又はこれらを内容とする情報に標章を付して電磁的方法により提供する行為

4 前項において、商品その他の物に標章を付することには、商品若しくは商品の包装、役務の提供の用に供する物又は商品若しくは役務に関する広告を標章の形状とすることが含まれるものとする。

5 この法律において、商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあるものとし、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがあるものとする。

(商標権の効力)

第二十五条 商標権者は、指定商品又は指定役務について登録商標の使用をする権利を専有する。ただし、その商標権について専用使用権を設定したときは、専用使用権者がその登録商標の使用をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

(差止請求権)

第三十六条 商標権者又は専用使用権者は、自己の商標権又は専用使用権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 商標権者又は専用使用権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

(侵害とみなす行為)

第三十七条 次に掲げる行為は、当該商標権又は専用使用権を侵害するものとみなす。

- 一 指定商品若しくは指定役務についての登録商標に類似する商標の使用又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品若しくは役務についての登録商標若しくはこれに類似する商標の使用
- 二 指定商品又は指定商品若しくは指定役務に類似する商品であつて、その商品又はその商品の包装に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを譲渡又は引渡しのために所持する行為
- 三 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために所持し、又は輸入する行為
- 四 指定役務又は指定役務若しくは指定商品に類似する役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に登録商標又はこれに類似する商標を付したものを、これを用いて当該役務を提供させるために譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持し、若しくは輸入する行為
- 五 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をするために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を所持する行為
- 六 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を譲渡し、引き渡し、又は譲渡若しくは引渡しのために所持する行為
- 七 指定商品若しくは指定役務又はこれらに類似する商品若しくは役務について登録商標又はこれに類似する商標の使用をし、又は使用をさせるために登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造し、又は輸入する行為
- 八 登録商標又はこれに類似する商標を表示する物を製造するためにのみ用いる物を業として製造し、譲渡し、引き渡し、又は輸入する行為

(特許法の準用)

第三十九条 特許法第百三条（過失の推定）、第百四条の二から第百五条の六まで（具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等、損害計算のための鑑定、相当な損害額の認定、秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）及び第百六条（信用回復の措置）の規定は、商標権又は専用使用権の侵害に準用する。

(平成17年4月1日から施行)

特許法（昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号）

(過失の推定)

第百三条 他人の特許権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。

(侵害の罪)

第七十八条 商標権又は専用使用権を侵害した者は、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第八十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七十八条 一億五千万円以下の罰金刑

二 第七十九条、第八十条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(平成17年4月1日から施行)

意匠法（昭和三十四年四月十三日法律第二百二十五号）

（定義）

第二条 この法律で「意匠」とは、物品（物品の部分を含む。第八条を除き、以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。

2 この法律で「登録意匠」とは、意匠登録を受けている意匠をいう。

3 この法律で意匠について「実施」とは、意匠に係る物品を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為をいう。

（意匠権の効力）

第二十三条 意匠権者は、業として登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する。ただし、その意匠権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。

（差止請求権）

第三十七条 意匠権者又は専用実施権者は、自己の意匠権又は専用実施権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 意匠権者又は専用実施権者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（プログラム等（特許法第二条第四項 に規定するプログラム等をいう。次条において同じ。）を含む。以下同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

3 （略）

（過失の推定）

第四十条 他人の意匠権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があつたものと推定する。ただし、第十四条第一項の規定により秘密にすることを請求した意匠に係る意匠権又は専用実施権の侵害については、この限りでない。

（侵害の罪）

第六十九条 意匠権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第七十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を

科する。

一 第六十九条又は前条第一項 一億円以下の罰金刑

二 第七十条又は第七十一条 三千万円以下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

(平成17年4月1日から施行)

不正競争防止法（平成五年五月十九日法律第四十七号）

（定義）

第二条 この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

一 （略）

二 （略）

三 他人の商品（最初に販売された日から起算して三年を経過したものを除く。）の形態（当該他人の商品と同種の商品（同種の商品がない場合にあっては、当該他人の商品とその機能及び効用が同一又は類似の商品）が通常有する形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入する行為

四～十五（略）

2～8 （略）

（差止請求権）

第三条 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、前項の規定による請求をするに際し、侵害の行為を組成した物（侵害の行為により生じた物を含む。第五条第一項において同じ。）の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の停止又は予防に必要な行為を請求することができる。

（損害賠償）

第四条 故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、第八条の規定により同条に規定する権利が消滅した後にその営業秘密を使用する行為によって生じた損害については、この限りでない。

関税定率法（明治四十三年四月十五日法律第五十四号）

第二十一条 次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

一～四 （略）

五 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品

2～10 （略）

関税法（明治二十九年四月二日法律第六十一号）

第百九条 （略）

2 関税定率法第二十一条第一項第四号 又は第五号 に掲げる貨物を輸入した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前二項の罪を犯す目的をもつてその予備をした者又はこれらの項の犯罪の実行に着手してこれを遂げない者についても、これらの項の例による。

本事例集に関するお問い合わせ先

特許庁	総務部	総務課	制度改正審議室
	電話	03(3581)1101 (内線 2117)	
	E-Mail	PA0A00@jpo.go.jp	
特許庁	総務部	国際課	模倣品対策班
	電話	03(3581)1101 (内線 2565)	
	E-Mail	nise mono110@jpo.go.jp	